

重 要 事 項 説 明 書

(認知症対応型生活介護 グループホーム椿庵・桜庵)

(2026年6月1日現在)

認知症対応型生活介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第162条第4項の規定に基づき、提供するサービスの内容及び費用等について、次のとおり説明いたします。

1 施設の名称等

施設の名称 グループホーム椿庵・桜庵（認知症対応型共同生活介護）
入居定員 18人（2ユニット）
所 在 地 鳥取県米子市和田町1722番地
開 設 者 社会福祉法人真誠会 理事長 前田 浩寿
施設管理者 遠藤 夏記
事業者指定番号 鳥取県 第3190200265号
指定日 平成25年10月11日

2 ご利用施設に隣接する事業

事業の種類	鳥取県知事の事業者指定	
	指定年月日	指定番号
看護小規模多機能型 居宅介護ふる里	平成25年9月1日	鳥取県 第3190200257号

3 施設の特徴

グループホーム椿庵・桜庵は、静かで落ち着ける住宅地の中にあり、少人数で家庭的な雰囲気の中で生活していただく施設です。

毎日の生活にあつては、炊事、洗濯、掃除、買い物などを利用者様と施設の職員とが協力しあって行います。

これらのことを通じて利用者様の力をフルに生かし、忘れかけていたことを思い出して、心豊かな穏やかな暮らしをしていただけるよう、専門的な教育を受けた職員が利用者様それぞれの状況にふさわしいケアを行い支援します。

また、グループホーム椿庵・桜庵では、地域の人々とのつながりを大切にし、地域の中で安心して暮していただくことを目指しています。

4 主な設備

	(椿庵)	(桜庵)	
居 室	9室	9室	全室が個室です。
浴 室	1箇所	1箇所	
居間兼食堂	1箇所	1箇所	
台所	1箇所	1箇所	
便 所	4箇所	4箇所	
洗濯室	1箇所	1箇所	

5 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
行政手続代行	行政機関に対する手続きが必要な場合において、利用者様及びご家族の状況により代行の申出があれば、その手続きを職員が代わって行います。
金銭等の管理	- 金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は次のとおりです。 - 管理する金銭等の形態 指定する金融機関の預金通帳に預け入れているものを施設で管理させていただくことができます。 - お預かりできるもの 上記預金通帳と通帳届出の印鑑（原則として、1つ） - 保管管理は、施設の管理者が責任をもって行います。 - 出納方法 別に定める預り金等の管理及び取り扱い要領のとおり。
ベッドの利用 (税別)	居室にベッドの利用を希望されるときは、利用料として月額2,000円のお支払いをしていただきます。ただし、ご利用中に機種を変更させていただく場合もございます。

6 職員の配置状況

当施設では、利用者様に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置は、指定基準を遵守しています。

職 種	職 員 の 人 数	
	配 置 人 数	基準人数
管理者	1 人	1 人
計画作成担当者	2 人	2 人
介護職員	1 2 人	8 人

7 職員の勤務体制（標準的な時間帯）

A勤（ 9：00～18：00） この間 休憩1時間

B勤（10：30～19：30） この間 休憩1時間

C勤（16：30～翌日9：30）この間 休憩2時間

8 利用料金について

(1)法定給付

介護保険給付費の自己負担額は、介護保険の「負担割合証」に記載されている自己負担割合に基づき計算された金額となります。

（例えば、自己負担割合が2割の場合の自己負担額は、1割の場合の概ね2倍の金額に、3割の場合は1割の場合の概ね3倍の金額になります。）

介護保険自己負担額

(1割負担)

介護度別	1日当り	30日当り	摘 要
要介護1の場合	753円	22,590円	
要介護2の場合	788円	23,640円	
要介護3の場合	812円	24,360円	
要介護4の場合	828円	24,840円	
要介護5の場合	845円	25,350円	

その他加算

加算項目	自己負担額	内 容
	1割	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数× 1/100	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は所定単位数から減算する。

業務継続計画未策 定減算	所定単位数× 3 / 1 0 0	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は所 定単位数から減算する。
初期加算	30円/日	入所日から30日以内に限り算定します。
協力医療機関 連携加算		協力医療機関との間で、利用者の同意を得て病歴等 の情報を共有する会議を定期的開催している場合 1月につき算定します。
	1 0 0 円/月	相談・診療を行う体制を常時確保している協力医 療機関と連携している場合。
	4 0 円/月	上記以外の協力医療機関と連携している場合。
身体拘束廃止 未実施減算	10%/日	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、 減算します。
入院時費用	246円/日	ご利用者が病院、診療所への入院を要した場合1月に 6日を限度として1日につき算定します。ただし、入院初 日及び最終日は算定しません。
医療連携体制加算		厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町 村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業 所において指定認知症対応型共同生活介護を行った 場合に1日につき算定します。
	57 円/日	医療連携体制加算(Ⅰ)イ ① 当該事業所の職員として、または病院等との連携 により看護師を1名以上確保していること。 ② 24時間連絡できる体制を確保していること ③ 重度化した場合の指針を定め入居の際に利用者、 家族等に説明し同意を得ている場合
	47 円/日	医療連携体制加算(Ⅰ)ロ ① 当該事業所の職員として看護職員を1名以上配置 していること。 ② 病院等との連携により24時間連絡できる体制を確 保していること。 ③ 前12月において喀痰吸引、経腸栄養が行われて いる利用者が1名以上であること。 ④ (Ⅰ)③に該当すること。
	37 円/日	医療連携体制加算(Ⅰ)ハ ① 当該事業所の職員として看護師を1名以上配置し ていること。 ② 病院等との連携により看護師に24時間連絡できる 体制を確保していること ③ (Ⅰ)③、(Ⅱ)③に該当すること。
	5 円/日	医療連携体制加算(Ⅱ)
退去時情報提供加 算	250円/回	利用者が退去し、医療機関に入院する場合に、当 該医療機関に対し、利用者の同意を得て、心身の

		状況、生活歴等の情報を提供した上で紹介を行った場合に算定します。
退居時相談援助加算	400円/回	入居期間が1ヶ月を超える利用者様が退居し、居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合に、利用者様の退居時に、利用者様及び家族様等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ利用者様の同意を得て利用者様の退居後の居宅地を管轄する市町村及び地域包括支援センターに利用者様の介護状況を示す文書を添えて当該利用者様に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に算定します。
夜間支援体制加算 (Ⅰ)	50円/日	夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が2以上である場合に算定します。
夜間支援体制加算 (Ⅱ)	25円/日	夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が当該事業所を構成する共同生活住居の数に1を加えた数以上である場合に算定します。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日 (7日間を限度)	利用者様に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用共同生活介護が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者様又は家族様の同意の上、指定認知症対応型共同生活介護の利用を開始した場合に算定します。
若年性認知症利用者 受け入れ加算	120円/日	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして鳥取県知事に届け出た場合に、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
看取り介護加算	厚生労働大臣が定める基準に適合するご利用者について看取り介護を行った場合に、算定します。	
	72円/日	死亡日以前31～45日
	144円/日	死亡日以前4～30日
	680円/日	死亡日前日及び前々日
	1,280円/日	死亡日
認知症専門 ケア加算		専門的な認知症ケアを普及する観点から、介護保険施設において、認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体を実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了したものが介護サービスを提供することについて評価を行う場合、所定単位数を算定します。

	3円/日	認知症専門ケア加算（Ⅰ） 利用者の総数のうち、認知症の者の割合が50%以上で、認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものを配置しチームとして専門的な認知症ケアを実施していること
	4円/日	認知症専門ケア加算（Ⅱ） 上記に加え、認知症介護の指導に係る研修を修了した者を1名以上配置し施設全体の認知症ケアの指導を実施していること
認知症チームケア 推進加算	150円/月	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）
	120円/月	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）
生活機能向上連携 加算	100円/月	生活機能向上連携加算（Ⅰ） 計画作成担当者が医師等の助言に基づき生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づく認知症対応型共同生活介護を行う場合算定します。
	200円/月	生活機能向上連携加算（Ⅱ） 訪問リハビリテーション等の医師等が訪問した際に計画作成担当者と共同して利用者の身体の状態等の評価を行いかつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合で、当該医師等と連携して計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったとき、3月の間算定します。
栄養管理体制加算	30円/月	管理栄養士が従業者に栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行った場合に算定します。
口腔衛生管理体制 加算	30円/月	厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っており、その技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合に算定します。
口腔・栄養スクリー ニング加算	20円/回	指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態・栄養状態のスクリーニングを行った場合算定します。
科学的介護推進体 制加算	40円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等、基本的情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど適切に活用している場合に算定します。

高齢者施設等感染 対策向上加算		
	10円/月	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）
	5円/月	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）
新興感染症施設 療養費	240円/日	利用者が感染症に感染した場合に相談対応、診療、 入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ適切な感 染対策を行った上で、指定認知症対応型共同生活介 護を行った場合に1月に1回、連続する5日を限度 に算定します。
生産性向上推進 体制加算	100円/月	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）
	10円/月	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）
サービス提供 体制強化加算		厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 鳥取県知事に届け出た認知症対応型共同生活介護が 利用者に対し認知症対応型共同生活介護サービスを 行った場合に算定します。
	22円/日	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 介護福祉士が70%以上、又は勤続年数10年以上の 介護福祉士が25%以上配置されていること。
	18円/日	サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 介護福祉士が60%以上配置されていること。
	6円/日	サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 介護福祉士が50%以上、又は常勤職員が75%以上、 又は勤続年数7年以上の介護福祉士が30%以上配置 されていること。
介護職員等処遇 改善加算		厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職 員の賃金等を実施しているものとして市町村長に 届け出た認知症対応型共同生活介護施設が利用者 に対し認知症対応型共同生活介護サービスを行っ た場合に算定します。
	所定単位数× 210/1,000	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ
	所定単位数× 228/1,000	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ
	所定単位数× 202/1,000	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ
	所定単位数× 220/1,000	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ
	所定単位数× 179/1,000	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）
	所定単位数× 149/1,000	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

(2) 法定外給付

基本料金(自己負担額)

項 目	1 日 当 り	30 日 当 り	摘 要
部屋代家賃	1, 540円	46, 000円	
食材料費	1, 450円	43, 500円	
水道光熱費	500円	15, 000円	
共通経費	300円	9, 000円	教養娯楽費等
計	3, 790円	113, 500円	

備考:入居して30日経過後における30日当りの自己負担額の計算例

【要介護2の場合(加算なしの場合)】

1割負担 $(1)23, 640円 + (2)113, 500円 = 137, 140円$

(3) 状況によりオムツ等使用された場合は実費相当を頂戴いたします。

(4) その他

区 分	利 用 料
金銭管理サービス	1, 000円／月 (希望される方のみ)
クラブ活動費	実 費
死亡時に要する費用 (税別)	死後の処置、援助費用及び材料費等 (エンゼルケア) 5, 0 0 0 円
	ねまき代 (1式) 3, 3 3 4 円

9 利用料の支払い方法

利用料の支払いは、次のいずれかの方法によりお支払いをお願いいたします。

(1) 当施設の指定口座へ振込みによるお支払い。

口座番号 山陰合同銀行 米子支店 普通口座 3772529
口座名 社会福祉法人真誠会 椿庵・桜庵
理事長 前田 浩寿

(2) 入居者様等の口座から自動口座引き落としによるお支払い。ただし、取り扱いは、当法人が提携している次の金融機関に限ります。〈()内振替手数料(税別)〉

山陰合同銀行 (50 円)、鳥取銀行 (50 円)、ゆうちょ銀行 (10 円)、
米子信用金庫 (50 円)、鳥取西部農業協同組合 (20 円)、
島根銀行 (50 円)

(3)施設窓口での現金によるお支払い。

月曜日～土曜日の午前9：00～午後6：00までの間

10 サービス利用における禁止行為について

1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

(職員が回避したため危害を免れたケースを含む)

例：■コップを投げつける ■蹴られる ■手を払いのけられる	■叩かれる ■手を引っかく、つねる ■首を絞める	■唾をはく ■服を引きちぎられる
-------------------------------------	--------------------------------	---------------------

2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例：■大声を発する ■サービスの状況を覗き見する ■怒鳴る ■気に入った職員以外に批判的な言動をする ■威圧的な態度で文句を言い続ける ■刃物をちらつかせる ■「この程度出来て当然」と理不尽なサービスを要求する ■利用者の親族等が「自分の食事も作れ」と強要する	■家族等が利用者の発言を鵜呑みにし、理不尽な要求をする ■訪問時不在時に書置きを残すと「予定通りサービスがなされていない」と謝罪を要求する ■「たくさん保険料を支払っている」とサービスを強要する。又は断ると文句を言う ■利用料金の数ヶ月滞納 ■特定の職員にいやがらせをする。
---	---

3) セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

例：■必要もなく手や腕を触る ■抱きしめる ■女性のヌード写真を見せる ■入浴介助中、あからさまに性的な話をする。	■卑猥な言動を繰り返す ■サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる ■サービス提供中の職員の服の中に手を入れる。
--	--

1 1 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者	管理者 遠藤 夏記
	ご利用時間	午前 9 時～午後 6 時
	ご利用方法	電話 (0859) 21-7119 面接場所 相談室 苦情箱 (玄関に設置)
米子市長寿社会課	ご利用時間	平日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
	ご利用方法	電話 (0859) 23-5156
	場所	米子市加茂町 1 丁目 1 米子市役所福祉保健部
鳥取県国民健康保険団体 連合会介護サービス苦情 処理委員会 介護サービ ス担当	ご利用時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
	ご利用方法	電話 (0857) 20-2100
	場所	鳥取市立川町 6 丁目 176
事業者は、利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、改善内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告します。		

1 2 健康管理について

通院等が必要な場合は、家族様へ連絡の上、かかりつけ医師による受診、または希望により真誠会医院での受診などにより対応いたします。

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 真誠会 真誠会セントラルクリニック
院長	春日 正隆
所在地	鳥取県米子市河崎 580 番地
電話番号	(0859) 29-0099
診療科	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・麻酔科・ 眼科・整形外科・脳神経内科・リハビリテーション科
救急指定の有無	有

(2) 協力歯科医療機関

歯科医療機関の名称	米子オレンジ歯科医院
所在地	鳥取県米子市安倍 97 番地 5
電話番号	(0859) 57-9123

(3) 協力訪問看護機関

訪問看護機関の名称	社会福祉法人真誠会 訪問看護ステーションふる里
所在地	鳥取県米子市和田町 1 7 2 2 番地
電話番号	(0 8 5 9) 2 5 - 1 1 5 0

1 3 入院時や看取りに関する指針

入院時や退院後、また看取りに関しても項目 1 1 に記載の各機関と連携し、利用者様と家族様の意思を確認しながら、適切な対応をさせていただきます。なお日常的な健康管理は看護師や訪問看護ステーションと連携して行い、夜間等の緊急時にも看護師に連絡し対応致します。入院時については食材料費・水道光熱費・共通経費は頂きませんが、部屋代家賃は頂戴致します。

1 4 個人情報の守秘義務

事業者（職員を含みます。）は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及び家族様に関する個人情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。

外部に対して個人情報の提供が必要な場合には、あらかじめ同意をいただきます。

1 5 施設見学等の対応

事業者は、施設見学、施設での介護実習、ボランティア等、外部の者の受入れを行う場合には、あらかじめ同意をいただきます。

1 6 面会時間・外出・外泊等について

面会時間は特に制限しておりませんが、利用者様の外出、外泊については、管理上の必要から、その都度に施設の職員にお申し出をいただくことになっておりますので、ご協力をお願いいたします。なお、家族様が利用者様のお部屋に宿泊していただくことも可能です。この場合にもご遠慮なく職員にお申出ください。

1 7 非常災害時の対策

消防計画	防火管理者氏名 埴田 美春			
非常時の対応	別に定める「消防計画」に基づき対応します。			
近隣の応援	非常時には地元消防団に応援をお願いしております。			
避難訓練	消防計画にのっとり夜間想定、昼間想定による避難訓練を年 2 回、利用者の方も参加して実施します。			
防火設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等

	避難出口	5 か所	自動火災報知機	あり
	誘導灯	5 か所	非常通報装置	あり
	ガス漏れ報知機	あり	スプリンクラー	あり
その他	防煙性能のあるカーテン、防災性能のある布団等を使用しています。			

1 8 留意事項

喫煙等の制限	施設内での喫煙、飲酒はご遠慮ください。
費用の弁償	故意、又は趣味により施設の備品、設備等を破損したときは、必要な額を弁償していただくことがあります。
現金等の管理	取り扱いますが、別途手続が必要です。 居室での金銭は各利用者様の管理となります。
宗教活動・ 政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動は ご遠慮ください。

私は、本書面に基づいて事業者の職員（職名 氏名 ）から
上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

年 月 日

利用者 住所_____

氏名_____印

署名代理人 住所_____

氏名_____印

署名を代行した理由

身元保証人 住所_____

氏名_____印

続柄_____

当施設・事業所をご利用の皆様方へ

個人情報の取り扱いについて

平成 17 年 4 月から施行された「個人情報保護法」に従い、当施設・事業所では個人情報の取り扱いに規定を制定し、また監査体制を強化しております。また、外部委託機関との間におきましても個人情報保護を契約条項で規定しております。

つきましては医療・介護サービスを安全・確実にご提供するために、同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省発行）に従い、当施設・事業所のご利用の皆様方の個人情報の取り扱いについて以下の点をご了承下さいますようお願い致します。

(個々の利用者への医療・介護サービス提供に必要な利用を目的とするもの)

医療法人・社会福祉法人真誠会 真誠会 真誠会ネットワークシステム内部での利用

- おひとりおひとりの患者様、ご利用者の方への医療の安全・確実な提供のために利用させていただきます。・・・医療・介護サービスの提供のために処方箋や指示書・伝票または検体などは個人情報が記載されますが、その取り扱いや破棄に関しては規定を作成した上で、十分に留意いたします。
- 医療・介護保険事務や病棟管理・会計・経理・医療安全対策・サービス向上活動に利用させていただきます。
- 医療・介護・福祉・保健分野で真誠会グループ内でのサービスを円滑にご利用いただけますよう、各施設間で情報を共有いたします。

他の事業者や本人以外への情報提供

- 治療やお世話を行う上で他の病院、診療所、施設、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との円滑な連携のために当該患者様・ご利用者様の情報を交換致します。
- 他の医療機関・介護サービス事業所等から当該患者様・ご利用者様への医療・介護サービスの提供のために照会があった場合には回答いたします。
- より適切な診療を行う上で、外部の医師等の意見・助言が必要な場合に情報の収集あるいは提供に利用いたします。
- 検体検査業務の委託などの場合、誤認防止のために情報を利用いたします。
- 医療・介護保険事務のうち、一部保険業務への委託先へ、また審査支払機関へのレセプト提出や同機関からの照会に対する回答に利用します。

- 事業者から委託を受けて健康診断等を行った場合には、業者へのその結果を通知いたします。
- 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出に利用することがあります。

(上記以外の利用目的)

医療法人・社会福祉法人真誠会 真誠会ネットワークシステム内部での利用に係る事例

- 医療・介護・福祉・保健サービスや業務の維持・改善のために基礎資料として利用させていただきます。
- 内部で行われる学生実習への協力は事例検討の際に利用させていただくことがあります。

他の事業者への情報提供を行う事例

- 当施設・事業所の管理営業業務のうち、外部監査機関へ情報を提供する場合があります。

学会発表や学術誌発表などの研究に関して

- 医療・介護・福祉の専門性の進歩のために匿名化したうえで利用させていただくことがあります。この際、事例の内容から十分な匿名化が困難な場合は、その利用については原則としてご本人の同意を得ます。

個人情報の第三者提供に関して

- 個人情報保護法に基づき、法令に基づく場合、生命、身体、財産保護、公衆衛生の向上、児童の健康育成、国等の公共団体からの協力依頼の場合には例外として、ご本人の同意を得ることなく利用する場合があります。

以上につきまして、不明な点や異議がある場合には、遠慮なく下記対応窓口（→各事業所責任者）へお申し付け下さい。なお、本人の個人情報はお申し出により開示させていただきます。記録の開示にかんしては別途開示規定に従わせて頂きます。また、以上の点に同意されなくとも、なんら不利益は生じません。さらに、同意および留保はお申し出により、いつでも変更することが可能です。

対応窓口： 各事業所責任者・相談員

平成 29 年 7 月

医療法人・社会福祉法人真誠会 理事長